

宇城市上下水道料金徴収等窓口業務委託に係る公募型プロポーザル
実施要領

宇城市上下水道局上下水道課

令和 8 年 9 月

目次

1. 業務名	1
2. 目的	1
3. 業務内容	1
4. 履行期間	1
5. 履行場所	1
6. 対象区域	1
7. 提案価格限度額	1
8. 選定方法	2
9. 公募型プロポーザルに係る日程	2
10. 問い合わせ先	2
11. 参加資格	3
12. 公募の方法	4
13. 実施要領の公表	4
14. 参加手続	4
15. 参加資格確認結果の通知	5
16. 企画提案書等の提出	6
17. 質問書の提出及び回答	8
18. プレゼンテーション及びヒアリングの実施	8

19. 審査項目と配点	9
20. 優先交渉権者の選定	10
21. 選定結果の通知及び公表	10
22. 契約締結	10
23. 契約及び履行の保証	11
24. 参加表明者及び企画提案者の失格	11
25. その他留意事項	11

宇城市上下水道料金徴収等窓口業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名

宇城市上下水道料金徴収等窓口業務委託

2 目的

宇城市（以下「委託者」という。）の上下水道事業では令和７年度に検針業務、令和８年度に検針業務、窓口業務、開閉栓業務等を段階的に業務委託することで、民間事業者の専門的知識、技術、経験及び人材育成力を活かし、安定的な業務遂行の実現を図ってきたところである。

令和９年度からは検針業務、窓口業務、調定・更正業務、収納業務、滞納整理業務、開閉栓業務等（以下「本業務」という。）を包括的に委託することで、業務の最適化を図りながら、更なる効率的かつ効果的な事業運営を行うことにより、市民満足の高いサービスの実現を図ることを目的とする。

3 業務内容

本事業は、別添の「宇城市上下水道料金徴収等窓口業務委託仕様書」に定める内容に従い、実施するものとする。

4 履行期間

本業務の履行期間は、「令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで」とする。ただし、本契約締結日から令和９年３月３１日までは準備期間とする。

※契約締結日から令和９年３月３１日までに期間は、既存業務の引継ぎ、業務開始準備及び業務研修等の移行準備期間とし、当該期間に要する経費は受託者の負担とする。

5 履行場所

本業務の履行場所は、次のとおりとする。

委託者の指定する場所（現時点では宇城市役所を想定）

6 対象区域

本業務の対象区域は、宇城市内全域及び近隣自治体で宇城市の水道事業・下水道事業の使用区域とする。

7 提案価格限度額

金 ５１５，２９５，０００円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）を含む）。

この金額は、履行期間における提案価格限度額とし、契約時の予定価格を示すものではない。また、提案価格がこの限度額を超える場合、失格とする。

なお、この契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における限度額は次のとおりとする。

年 度	提案価格限度額
令和 9 年度	1 0 3, 0 5 9, 0 0 0 円（消費税含む。）
令和 1 0 年度	1 0 3, 0 5 9, 0 0 0 円（消費税含む。）
令和 1 1 年度	1 0 3, 0 5 9, 0 0 0 円（消費税含む。）
令和 1 2 年度	1 0 3, 0 5 9, 0 0 0 円（消費税含む。）
令和 1 3 年度	1 0 3, 0 5 9, 0 0 0 円（消費税含む。）
合 計	5 1 5, 2 9 5, 0 0 0 円（消費税含む。）

8 選定方法

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本契約に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置のうえ、随意契約の優先交渉権者を選定する。

9 公募型プロポーザルに係る日程

項目	日程
公告日	令和 8 年 9 月 1 7 日（木）
質問書の提出期間	令和 8 年 9 月 1 7 日（木）から 令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで
質問書の回答期限	令和 8 年 1 0 月 7 日（水）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）
参加資格審査結果通知書発送	令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）
企画提案書及び提案価格書又はプロポーザル参加辞退届の提出期限	令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）から 令和 8 年 1 1 月 2 日（月）まで
プレゼンテーション及びヒアリング実施日	令和 8 年 1 1 月 6 日（金）
優先交渉権者選定結果の通知	令和 8 年 1 1 月 1 2 日（木）
優先交渉権者選定結果の公表（宇城市ホームページ）	令和 8 年 1 1 月下旬
非特定理由の説明要求期限	令和 8 年 1 1 月 2 6 日（木）
非特定理由の説明要求回答期限	令和 8 年 1 2 月 7 日（月）
契約に向けた協議期間	令和 8 年 1 1 月 1 2 日（木）から 令和 8 年 1 1 月下旬まで
契約締結	令和 8 年 1 1 月下旬

※上記のスケジュールは、業務の状況に応じ、変更となる場合がある。

1 0 問い合わせ先

宇城市役所 上下水道局 上下水道課（以下「担当課」という。）

総務係 担当：寺田、志垣

〒8 6 9－0 5 9 2 熊本県宇城市松橋町大野 8 5 番地

電話番号 0 9 6 4－3 2－1 6 7 4

電子メールアドレス jogesuidoka@city.uki.lg.jp

1 1 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 宇城市競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可の決定を受けた者及び再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644号の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）（以下「参加表明書」という。）提出の日までの過去6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行その他の主要取引先からの引込停止等を受けた事実があるものでないこと。
- (6) 参加表明書の提出から契約締結までの期間において、宇城市から指名停止措置を受けていない者であること
- (7) 国税（法人税又は所得税及び消費税）を完納していること。
- (8) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ア 宇城市内・・・県税、市税
 - イ 宇城市以外の熊本県内・・・県税
- (9) 次のアからオまでにいずれにも該当しないこと。
 - ア 参加者若しくは参加者の役員等（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であり、又は暴力団員が参加者の経営に実質的に関与していること。
 - イ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用していること。
 - ウ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。
 - エ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - オ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていること。
- (10) 参加申込の時点において、九州管内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。
- (11) 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）の間に、給水人口40,000人以上の水道事業体において単独企業体として窓口業務、検針業務、調定業務、収納業務、滞納整理業務及び開閉栓業務のうち4業務以上を包括的に受託してい

ること。なお、実績においては業務実績調書（様式第3号）により、公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）提出時に併せて提出すること。

(12) 本業務委託内容と同種又は類似の業務について、過去10年以内に3年以上の業務責任者経験を有する者を、業務責任者として配置できること。

(13) 個人情報保護に関する公的認証又は情報セキュリティに関する公的認証を取得していること。

なお、認定証明書等の写しを参加表明書の提出時に併せて提出すること。

1.2 公募の方法

宇城市ホームページ（以下「ホームページ」という。）で本業務に係る公募型プロポーザル実施要領、仕様書等を掲載のうえ、企画提案を公募する。

1.3 実施要領の公表

(1) 公表日

令和8年9月17日（木）

(2) 公表の場所

ホームページからダウンロードする。

1.4 参加手続

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加表明者」という。）は、担当課に次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア	公募型プロポーザル参加表明書	（様式第1号）	1部
イ	会社概要	（様式第2号）	1部
ウ	業務実績調書	（様式第3号）	1部
エ	自己資本額、経営比率計算書	（様式第4号）	1部
オ	履歴事項全部証明書 （3か月以内の発行のもの）		1部
カ	納税（滞納なし）証明書		各1部
キ	個人情報保護又は情報セキュリティに関する公的認証等		1部
ク	会社概要のパンフレット		
ケ	直近、3か年の決算時における貸借対照表、損益計算書及び キャッシュフロー計算書		各1部

※ 納税証明書（3か月以内の発行のもの）

参加表明者の区分に従って○がついている証明を提出すること。

参加表明者の区分			税区分		証明書 発行所	納税証明書
市外 （県外）	市内 （県内）	市内		税目		
○	○	○	国税等	法人税 所得税 消費税	所管 税務署	国税に未納の ない証明書
—	○	○	熊本県税	法人県民税	熊本県納	熊本県税に未

				法人事業税 特別法人事業税	税証明書 交付窓口	納がない証明書
—	—	○	宇城市税	法人市民税 固定資産税 軽自動車税	宇城市 (本庁及び各支所)	宇城市税に未納のない証明書

(1) 提出先

担当課

(2) 提出期限

令和8年10月15日(木)午後5時まで

(3) 提出方法

担当課に直接、提出又は郵送すること。

ア 直接、提出する場合は、「14 参加手続き(2)の提出期限(土曜日、日曜日及び祝日を除く日)」の午前9時から午後5時までに担当課へ持参すること。

イ 郵送する場合は、書留又は簡易書留によることとし、「14 参加手続き(2)の提出期限」を必着とする。郵送する場合には、郵送により提出する旨を担当課へ電話連絡を行うこと。

(4) 留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 提出された参加表明書等は、参加表明者の参加資格確認以外では、使用しない。

ウ 提出後に提出書類の変更は、不可とする。ただし、担当課が不足している内容を発見した場合には、参加表明者へ再提出を依頼する場合がある。なお、担当課が定めた再提出期限を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。

15 資格確認結果の通知

選定委員会において、提出を受けた「14 参加手続き」に記載する書類に対し、「11 参加資格」に定める参加資格要件を満たしているかの資格確認を行い、令和8年10月16日に選定結果通知書(様式第5号又は6号)を担当者あてにメール及び原本を発送する。

また、参加資格を認められた者(以下「参加有資格者」という。)に対しては、企画提案及び提案価格書(以下「企画提案書等」という。)の提出を要請する。

なお、参加有資格者の会社名、応募者数等については公表しない。

16 企画提案書等の提出

参加有資格者は次のとおり、企画提案書（様式第7号）及び提案価格書を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書一式

- (7) 企画提案書（様式第7号） 正本7部
- (イ) 総括（正）責任者等の総括調書（様式第8号） 正本7部
- (ウ) 配置予定総括責任者調書（様式第9号の1） 正本7部
- (エ) 配置予定副責任者調書（様式第9号の2） 正本7部
- (オ) 配置予定主従事者調書（様式第9号の3） 正本7部
- (カ) 再委託調書（様式第10号） 正本7部
- (キ) プレゼンテーション用資料（作成は任意）

イ 提案価格書

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書の作成は次のとおりとする。

ア 提出書類はMicrosoft Wordで作成する場合は、A4縦版、横書き、両面印刷で左綴りとし、下部中央にはページ番号を振ること。文字の書体は任意、本文の文字サイズは原則、11ポイントとする。(キ)プレゼンテーション用資料を作成する場合は、パワーポイントとし、ページ設定は、横向き、4：3で作成すること。

イ 総ページ数は、最大150ページ（表紙、目次を除く）とし、Word作成A3は織り込み可とするが、2ページ換算とすること。(キ)プレゼンテーション用資料は30スライドまでとし、1スライド2ページ換算とすること。また、Word作成資料は、全体の6割以上の作成が必要とする。ページ番号を附番すること。

ウ 企画提案書を作成するにあたっては、業務仕様書に記載されている内容等を十分に把握したうえで、次に定める項目に従って記載すること。

- (7) 業務の実施方針及び業務体制
- (イ) 人材育成
- (ウ) 地域貢献
- (エ) 検針業務
- (オ) 窓口業務
- (カ) 調定・更正業務
- (キ) 収納業務
- (ク) 滞納整理業務
- (ケ) 開閉栓業務
- (コ) 時間外及び休日に係る緊急対応
- (サ) 災害などに伴う危機管理

(シ) その他の業務改善提案

(3) 提案価格書の作成方法

- ア 提案価格書に記載する金額については、「令和9年4月1日から令和14年3月31日まで」に要する費用を積算し、総額を記入すること。また、その基となる単価、工数（人・日）、その他必要な経費区分が分かるよう内訳書を作成し、年度ごとの金額も明記すること。内訳書の様式は任意とする。
- イ 提案価格書に記載する金額は、消費税抜きの金額とする。しかしながら、消費税及び消費税込みの相当額を一緒に記載すること。なお、消費税込みとなる提案価格は、「7. 提案価格限度額」以下の金額とすること。
- ウ 提案価格書と内訳書（任意様式）は、同じ封筒（長形3号）に入れて厳重に封かんし、封筒の表書きに業務名と会社名を明記すること。

(4) 提出先

担当課

(5) 企画提案書等の提出期限

令和8年11月2日（月）午後3時まで

(6) 提出方法

担当課に直接、提出又は郵送すること。

- ア 直接、提出する場合は、参加資格審査結果通知を受領した日から「17 企画提案書等の提出(5)の提出期限（土曜日、日曜日及び祝日を除く日）」までに担当課へ持参すること。
- イ 郵送する場合は、書留又は簡易書留によることとし、「17 企画提案書等の提出(5)の提出期限」を必着とする。郵送する場合は、郵送により提出する旨を担当課へ電話連絡を行うこと。

(7) 留意事項

- ア 提出された企画提案書等は、返却しない。
- イ 提出された企画提案書等は、優先交渉権者の選定以外では使用しない。
- ウ 提出後の企画提案書等の変更は、不可とする。ただし、担当課が不足している内容を発見した場合には、再提出を依頼する場合がある。なお、担当課が定めた再提出期限を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。
- エ 提案価格の総額が、「7 提案価格限度額」を超えた者は、失格とする。
- オ 辞退する場合は、理由を記入した公募型プロポーザル参加辞退届（様式11号）を「16 企画提案書等の提出(5)の提出期限」を必着として、担当課へ直接、提出又は郵送すること。また、郵送する場合は、郵送により提出する旨を担当課へ電話連絡すること。

17 質問書の提出及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第13号）

(2) 提出先

担当課

(3) 提出期間

令和8年9月17日（木）から令和8年9月30日（水）午後5時まで

(4) 提出方法

電子メールに限る。

※電子メールアドレスは、「10 問い合わせ先」に記載されたアドレスとする。

※電子メールの件名は、「プロポーザル企画提案に係る質問書【事業者名】」とすること。

※質問書を送信した場合は、送信した旨を担当課へ電話連絡を行うこと。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年10月7日（水）に送信元のメールアドレスに送信するものとする。また、必要に応じてホームページに掲載する。

18 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定委員会において、企画提案書等を提出した者（以下「企画提案者」という。）は、提出された企画提案書等に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを対面式にて行う。

(1) 日時

令和8年11月6日（金）（別途通知）

(2) 場所

宇城市役所（別途通知）

(3) 参加人数

5名以内（現地参加のみ）

(4) 実施時間

ア 提案時間：40分以内（提案準備及び撤去に係る時間は含まない。）

イ 質疑応答：20分程度

(5) 実施方法

ア プレゼンテーションでは、企画提案書により提案内容を説明すること。

イ プレゼンテーションでは、企画提案書に記載した内容の範囲内とし、新たな提案はしないこと。

ウ プレゼンテーションでは、パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行うことを可能とする。その場合は、委託者が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。

また、パソコンについては、企画提案者が用意することとし、接続する USB ケーブル等については、委託者へ事前に確認すること。

19 審査項目と配点

選定委員会において、参加表明核の添付書類及び企画提案に係るプレゼンテーション等の審査項目並びに配点は、次の表の通りとする。

No.	審査項目		審査細項目	配点	配点計		
1	会社概要（参加表明時の提出書類）		①公的認証の取得状況	1 点	4 点		
			②事業実績	3 点			
2	企画提案	業務実施体制	③業務実施方針及び実施体制	1 0 点	2 2 点		
			④人材育成	7 点			
			⑤地域貢献	5 点			
		委託業務	⑥検針業務	5 点	4 3 点		
			⑦窓口業務	7 点			
			⑧調定・更正業務	8 点			
			⑨収納業務	8 点			
			⑩滞納整理業務	1 0 点			
			⑪開閉栓業務	5 点			
			⑫時間外及び休日などの緊急対応			4 点	4 点
			⑬災害などに伴う危機管理			7 点	7 点
		⑭その他の業務改善提案		1 0 点	1 0 点		
3	⑮提案価格			1 0 点	1 0 点		
合計			1 0 0 点	1 0 0 点			

20 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

選定委員会において、会社概要、企画提案書等、提案価格の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を踏まえ、「宇城市上下水道料金徴収等業務委託に係る選定基準」に沿って評価を行い、全委員の評価点数の平均点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、評価点60点（6割）を評価最低点数とし、評価点数の平均点がこれを満たさない場合は、選定しないものとする。

評価点数の合計が同一の場合には、評価項目の「委託業務に関する事項」の得点が高い者を第1順位とし、更に同点の場合は「業務実施体制に関する事項」の得点が高い者、次いで「提案価格」の得点が高い順で上位とする。

(2) 次点交渉権者の選定

優先交渉権者として選定した者が後記「24 参加表明者及び企画提案者の失格」の規定により失格となった場合には、評価点数の合計点が次順位であった者を繰り上げる。

21 選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和8年11月12日（木）に企画提案者へ公募型プロポーザル選定結果通知書（様式第12号）で通知するとともに、ホームページで公表する。

なお、選定結果について異議を申し立てることは認めない。ただし、非特定理由について説明要求を認めるものとし、説明要求期限を令和8年11月26日（木）とする。

説明要求に対する回答を、令和8年12月7日（月）までに、送信元となる電子メールアドレスに返信を行うものとする。

説明要求の方法については、電子メールに限る。説明要求に関する様式は指定しない。

※電子メールアドレスは、「10 問い合わせ先」に記載されたアドレスとする。

※電子メールの件名は、「非特定理由に係る説明要求【事業者名】」とすること。

※説明要求を送信した場合は、送信した旨を担当課へ電話連絡を行うこと。

22 契約締結

(1) 委託者と優先交渉権者で、業務内容、契約金額、契約条件等について協議を行う。協議の結果、委託者が優先交渉権者を受託者として適当と認めた場合、予算の範囲内で契約を締結するものとする。

(2) 上記により、優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合、次点交渉権者と契約に向けた協議及び調整を行い、予算の範囲内で契約の締結をするものとする。

2 3 契約及び履行の保証

優先交渉権者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、委託者において保証が不要と判断した場合には、この限りではない。

- (1) 契約保証金の契約額の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

2 4 参加表明者及び企画提案者の失格

参加表明者及び企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、委託者の判断で失格とする。

- (1) 参加表明以降に本実施説明による参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない。または記載内容が虚偽であった場合。
- (3) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合。
- (4) 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会の委員と不正に接触した場合。

2 5 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、すべて参加表明者及び企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等は、企画提案者 1 者につき 1 件に限る。
- (3) 参加表明者及び企画提案者が 1 者の場合であっても本実施要領に基づき優先交渉権者の選定を行う。